

# 香川県保育協議会 財政調整基金積立特定預金規程

(設置の目的)

第1条 年度間の財源の調整を行い、財政の健全性を確保するため、香川県保育協議会財政調整基金積立特定預金（以下「積立預金」という）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度、積立預金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 積立預金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 積立預金の運用から生ずる収益は、本会会計の収入支出予算に計上して、この積立預金に編入するものとする。

(積立預金の取崩し)

第5条 積立預金は、第1条の目的に従い、理事会及び総会の承認を得てこれを取崩すことができる。

2 前項の取崩しは、その支出が行われた会計年度において取崩すものとし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本県が当番県として実施する全国会議、四国ブロック会議の事業に充当する場合
- (2) 事業遂行にあたり財源が不足する場合において当該不足額をうめるための財源、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充当する場合
- (3) 災害復旧等の経費に充てるとき
- (4) その他、会長が特に必要と認めるとき

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか積立預金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成26年4月1日から適用する。